

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月25日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21330017

研究課題名（和文）裁判員裁判時代における未決拘禁改革

研究課題名（英文）Reform of pre-sentence detention in the era of Saiban-in trial

研究代表者

福井 厚（FUKUI ATSUSHI）

法政大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：60033180

研究成果の概要（和文）：3年間の研究成果のうち、刑事訴訟法に関わる部分の一部は、葛野尋之『未決拘禁と人権』（現代人文社、2012年）として既に公刊されている（その他、個別論文については、各共同研究者の研究成果の欄を参照）。未決被収容者の処遇に関わる部分は、刑事立法研究会編『刑事被収容者処遇法コンメンタール』（現代人文社）と題して、2012年度中に公刊される予定である（共同研究者の各担当部分の確定稿は既に提出済である）。その他、個別論文については、各共同研究者の研究成果の欄を参照。

Outline of the fruits of our study : Among the fruits of our 3 years long study “Miketukoukin to Jinken” (of Mr.KUZUNO Hiroyuki) has been already published as a part the fruits, which are related with criminal procedure. (See also the following space of the fruits of our collaborate researchers.) In this year of 2012 “Commentary on the law of prisoners ” (of Keijirippou-Kenkyukai) will be published as a part of the fruits, which are related with treatment of pre-trial detainees . (See also the following space of the fruits of our collaborate researchers.)

交付決定交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	3,800,000	1,140,000	4,940,000
2010年度	3,000,000	900,000	3,900,000
2011年度	2,600,000	780,000	3,380,000
年度			
年度			
総計	9,400,000	2,820,000	12,220,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：(1) 裁判員、(2) 未決拘禁、(3) 代用監獄、(4) 被疑者取調べ、(5) 直接主義、(6) 韓国、(7) 国民参与裁判、(8) 取調べ可視化

1. 研究開始当初の背景

「刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律」（2006年6月2日成立。以下、「刑事被収容者処遇法」という）が2007年5月に施行され、また、裁判員制度が2009年5月

21日から実施され、前者が施行5年後、後者が施行3年後に各々見直しを予定されていたことが、本研究の背景として挙げられる。

2. 研究の目的

本研究は、2009年5月21日から始まった裁判員裁判時代における未決拘禁改革のあり方を研究し、未決拘禁制度につき具体的な改革提案を行うことを目的とする。精密司法といわれるわが国の刑事裁判は、裁判員裁判の実施に伴い、(代用監獄において)未決拘禁中の被疑者取調べで得た自白に基づいて有罪・無罪を決めるシステムから、直接主義・口頭主義の支配する公判における証人調べ・物的証拠に基づく刑事裁判へと転換せざるを得ない。それに伴って、未決拘禁制度も改革されざるを得ない。すなわち、未決拘禁を必要不可欠な場合に限定し、同時に、未決被拘禁者には拘禁の弊害を可及的に回避し、無罪の推定を受ける者に相応しい処遇を保障することである。そのために、刑事訴訟法及び刑事被收容者処遇法の改革が課題とならざるをえないわけである。

3. 研究の方法

未決拘禁という場合、逮捕と勾留を共に含み、かつ、逮捕・勾留の実体要件のみならず逮捕・勾留の執行の規律のあり方も視野に入れるという意味で、本研究は刑事訴訟法と刑事被收容者処遇法の有機的な関連を問う総合的な研究である。その課題を、韓国を比較法の重点的な対象に加えて英米独仏韓との比較という方法によって行うという点に、本研究の方法的な特色がある。

4. 研究成果

3年間の研究成果は、大別すれば、(a) 刑事訴訟法に関わるもの、と (b) 刑事被收容者処遇法に関わるもの、とに区別できる。

(a) の分野では、既に公刊された単行本として葛野尋之『未決拘禁法と人権』(現代人文社、2012年)を挙げておく。個別の論文については、後掲5.を参照。

(b) の分野については、刑事立法研究会編『刑事被收容者処遇法コンメンタール』(現代人文社)と題して、2012年度中に公刊される予定である。各人の分担部分の確定稿は既に提出済みであるが、その分担部分の割当ては以下の如くである(条文番号は刑事被收容者処遇法のそれである)。

豊崎(31条、35条)、斉藤(33条、34条、38条、39条、180-285条)、石田(40-55条、180-285条)、斉藤(56-66条、69-72条、180-285条)、葛野(115-119条、134-138条、180-285条)、中川(115-119条、134-138条、180-285条)、福井(157-170条、180-285条)、緑(14-29条、180-285条)、後藤(全体の調整)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 37 件)

- ① 白取祐司「日本の裁判員裁判の現状と課題」法学研究(釜山大学)52巻4号(2011年)p.99-115、査読あり
- ② 斉藤司「捜査手続過程の事後的可視化と証拠開示」『人権の刑事法学』(2011年)p.352~384、査読なし
- ③ 石田倫識「違法な再勾留請求に当たるとされた事例」速報判例解説 Vol.9(2011年)p.181~184、査読なし
- ④ 緑大輔「裁判員制度がもたらすもの—市民参加の影響」法学セミナー681号(2011年)p.122~126、査読なし
- ⑤ 緑大輔「保釈請求に関する準抗告決定に対する検察官からの特別抗告が棄却された事例—最平22・7・2第二小決」)刑事法ジャーナル28号(2011年)p.129-134、査読なし
- ⑥ 豊崎七絵「状況証拠による犯人性の証明ができないとされた事案—鹿兒島老夫婦殺人事件(鹿兒島地判平22・12・10)」法学セミナー679号(2011年)p.122、査読なし
- ⑦ 豊崎七絵「令状請求手続進行中の被疑者の留め置き(東京高判平22・11・8)」法学教室・判例セレクト378号(2012年)p.38、査読なし
- ⑧ 豊崎七絵「間接事実の証明・レベルと推認の規制—状況証拠による刑事事実認定論(2)」『人権の刑事法学』(2011年)p.697~719、査読なし
- ⑨ 豊崎七絵「最高裁判例に観る状況証拠論—状況証拠による刑事事実認定論(3)」法政研究78巻3号(2011年)p.709-739、査読なし
- ⑩ 中川孝博「判批・最三小判平22・4・27」速報判例解説 Vol.8(2011年)p.209~212、査読なし
- ⑪ 中川孝博「裁判員裁判を審査する控訴審の動向」季刊刑事弁護68号(2011年)p.24~27、査読なし
- ⑫ 後藤昭「裁判員裁判の無罪判決と検察官控訴」季刊刑事弁護68号(2011年)p.16~23、査読なし
- ⑬ 木谷明〔巻頭言〕「死刑制度は維持されるべきか」法学セミナー681号(2011年)、査読なし
- ⑭ 福井厚「国民の司法参加と民主主義—検察審査会による『強制起訴』議決を契機として」『人権の刑事法学』(2011年)p.408~430、査読なし
- ⑮ 緑大輔「被疑者・被告人の「黙秘権」—その意味と射程」(2011年)p.112~116、査読なし
- ⑯ 緑大輔「被疑者の防御—弁護人との接見交通」法学セミナー674号(2011年)、査読なし

- ⑰ 緑大輔「逮捕・勾留と取調べ一別件逮捕・勾留をめぐる」法学セミナー672号(2010年)p.110~114、査読なし
- ⑱ 緑大輔「逮捕の諸類型一「例外」の趣旨から考える」法学セミナー671号(2010年)p.125~129、査読なし
- ⑲ 緑大輔「逮捕と勾留の関係一逮捕前置主義をめぐる」法学セミナー670号(2010年)p.128~132、査読なし
- ⑳ 豊崎七絵「刑事施設収容後における保釈保証金の没収(最一小決平21・12・9)」法学セミナー670号(2010年)p.140、査読なし
- 21 中川孝博「[WS.6] 勾留・保釈の実務と法」刑法雑誌50巻3号(2011年)145~150、査読なし
- 22 葛野尋之「被疑者取調べの適正化と国際人権法」法律時報83巻3号(2011年)p.10~15、査読なし
- 23 葛野尋之「勾留決定・審査手続の対審化と国際人権法」国際人権21号(2010年)p.3~9、査読なし
- 24 白取祐司「裁判員裁判の健全な定着化のために」法社会学72号(2010年)p.145~152、査読あり
- 25 後藤昭(肖萍 訳)「日本裁判員制度之論争」京師刑事訴訟法論叢1巻(2010年)p.379~390、査読なし
- 26 後藤昭・関永盛「国民参与裁判で行われた第1審判決に対する控訴審の判断基準」刑事法ジャーナル24号(2010年)p.33~40、査読なし
- 27 木谷明「足利事件と裁判所」自由と正義62巻3号(2011年)p.17~22、査読なし
- 28 福井厚「裁判員制度と『民主司法のジレンマ』論」法政法科大学院紀要6巻1号(2010年)p.33~45、査読なし
- 29 石田倫識「未決勾留日数の全部算入一韓国憲法裁判所の違憲決定を手がかりに」季刊刑事弁護61号(2010年)p.113~118、査読なし
- 30 斉藤司「現行犯逮捕の場合においても、具体的な逮捕の必要性が要件となる事例」速報判例解説Vol.4(2009年)p.159~162、査読なし
- 31 豊崎七絵「未決拘禁の課題と展望」刑法雑誌48巻3号(2009年)p.500~504、査読なし
- 32 中川孝博「最高裁第三小法廷の二つの判決を評価する」季刊刑事弁護59号(2009年)p.101~107、査読なし
- 33 葛野尋之「少年事件の刑事裁判と公開原則」刑事法ジャーナル21号(2010年)p.34~39、査読なし
- 34 白取祐司「[特別企画] 裁判員制度の実施と刑事裁判の新しい動き:総論:痴漢「無罪」事件とカレー「死刑事件」」法学セミ

- ナー656号(2009年)p.52-56、査読なし
- 35 後藤昭「裁判員裁判と判決書、控訴審のあり方」刑事法ジャーナル19号(2009年)p.25-31、査読なし
- 36 後藤昭「裁判員になる子どもたちに何を教えるか」法と心理8巻1号(2009年)p.104~105、査読あり
- 37 福井厚「裁判員制度について考える(1)~(5・完)」『人権21』199巻~203巻(2009年)、査読なし

[学会発表](計7件)

- ① 石田倫識「日本における裁判員裁判の意義と課題」(日本法哲学学会、2011年11月12日、於:一橋大学)
- ② 緑大輔「刑事手続上の対物的処分における権利・利益の帰属と強制処分性」(日本刑法学会第89回大会、2011年5月28日、於:法政大学)
- ③ 石田倫識「勾留・保釈の運用状況」(日本刑法学会第88回大会・WS、2010年6月6日、於:東北大学)
- ④ 豊崎七絵「勾留・保釈の実務と法」(日本刑法学会第88回大会・WS、2010年6月6日、於:東北大学)
- ⑤ 白取祐司「裁判員制度と弁護士-コメント」(日本法社会学会・ミニシンポ、2010年5月8日、於:同志社大学)
- ⑥ 斉藤司「強制処分に対する実効的弁護と証拠開示」(日本刑法学会関西支部会、2010年1月31日、於:京大会館)
- ⑦ 葛野尋之「少年事件の裁判員裁判のあるべき姿」(第50回日本児童精神医学会、2009年10月1日、於:京都国際会議場)

[図書](計6件)

- ① 葛野尋之『未決拘禁法と人権』(現代人文社、2012年)、p.1-375
- ② 福井厚『死刑と向きあう裁判員のために』(現代人文社、2011年)、p.1-230
- ③ 白取祐司『フランスの刑事司法』(日本評論社、2011年)、p.1-343
- ④ 後藤昭『東アジアにおける市民の刑事司法参加』(国際書院、2011年)、p.1-269
- ⑤ 木谷明『刑事事実認定の基本問題』(成文堂、第2版、2010年)、p.1-500
- ⑥ 木谷明『刑事事実認定の理想と現実』(法律文化社、2009年)、p.1-240

6. 研究組織

(1) 研究代表者

福井 厚 (FUKUI ATSUSHI)

法政大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号:60033180

(2) 研究分担者

木谷 明 (KITANI AKIRA)
法政大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：50386330

後藤 昭 (GOTO AKIRA)
一橋大学・法学研究科・教授
研究者番号：00143256

白取 祐司 (SHIRATORI YUJI)
北海道大学・法学研究科・教授
研究者番号：10171050

加藤 克佳 (KATO KATHUYOSHI)
名城大学・法学部・教授
研究者番号：20202012

葛野 尋之 (KUZUNO HIROYUKI)
一橋大学・法学部・教授
研究者番号：90221928

中川 孝博 (NAKAGAWA TAKAHIRO)
国学院大学・法学部・教授
研究者番号：40330352

豊崎 七絵 (TOYOSAKI NANAE)
九州大学・法学研究院・准教授
研究者番号：50282091

緑 大輔 (MIDORI DAISUKE)
北海道大学・法学研究科・准教授
研究者番号：50389053

石田 倫識 (ISHIDA TOMONOBU)
愛知学院大学・法学部・准教授
研究者番号：20432833

斎藤 司 (SAITO TSUKASA)
龍谷大学・法学部・准教授
研究者番号：20432784